

社会保険労務士業務のご案内

国家資格である社会保険労務士は、労働・社会保険関係の事務から労使トラブルの相談・解決、人事制度や賃金問題のスペシャリストです。

また経営労務相談など経営者のブレーンとして、実務の相談・指導を行います。

複雑な人事・労務問題、運用、手続きは、専門家である社会保険労務士をご活用ください。

- ・これからはもう社会保険や労働保険で困ったとは言わせません。
- ・就業規則(賃金・退職金規定)が御社を救うかも～その秘訣教えます。
- ・中小企業に人事部なんてもういない。
- ・従業員とのトラブルの未然防止にお役に立ちます。
- ・助成金の賢い活用方法、教えます。

今月の所長の一言

「社会保険料を払わないリスク・・・」

さて、社会保険も保険ですから、保険と言う以上何かあった時に初めて何らかの給付が受けられます。

と言う事は、会社が社会保険料を払っていないとなると、従業員に何かあっても、従業員は給付が受けられません。

考えてみればあたりまえですよ。保険料を払っていないのですから。ここで話が終われば簡単ですが、そうはいきません。

民法には次のような規定があります。民法第709条「故意または過失によりて他人の権利を侵害したる者はこれによりて生じたる損害を賠償する責に任ず。」

これは不法行為に関する条文です。不法行為は簡単に言えば、違法な行為と考えれば良いでしょう。

会社が社会保険料を払わないという行為は、もち

ろん違法行為です。その違法行為によって、従業員は本来受けられる給付を受ける権利がないわけですから、会社は損害を賠償しなければいけない(つまりは、会社が代わりに給付をしろ)ということになります。

皆さんご存知の通り、今の社会保険制度はマスコミ等でかなりたたかれています。いいところもあります。

それは、給付を受けられる条件に当てはまっていれば、絶対にもらえるということです。特に年金は条件に当てはまれば、一生もらえるものですから、会社の負担はかなり大きなものになるでしょう。

法人でありながら、社会保険に未加入の割合って、皆さんご存知でしょうか?実は結構高かったりします。

と言う事は、そのリスクも高いと言う事になりますよね!?

スタッフの声

【年越しの伝説】

その昔、中国の海の底に“年”という怪獣が住んでいた。顔は長く角は尖って、とても強暴だった。毎年大晦日になると海から上がって家畜をひと呑みし、人々を食い殺していた。そのため人々は山奥に隠れて“年”が去るのを待つしかなかった。

ある年の大晦日、村に白髪の老人に身をやつした仙人がやって来た。「わしをひと晩泊めてくれれば、“年”を追い払ってやる。」と言う。人々は相手もせず山奥へと急いだ。そして、とうとう“年”がやって来た。

そのとき、爆竹の音が鳴り響き、家の門が開くと、赤い袍(綿入れ)を着たその老人が立っていた。

“年”は爆竹の音と、赤い色が大嫌いで、顔色を変え慌てて逃げ去ってしまった。

このときから、毎年年越しには赤い“対聯(対句を書いて門扉や入り口に貼る2枚の赤い紙)”を貼り、爆竹を鳴らし、夜通し明かりをつけて年を越すようになったと言う。

中国の年越しは旧暦。2005年2月9日が春節で、1週間連休だ。日本では一足先に年を越すわけだが、“年”に襲われず、無事新年を迎えられますように。

今回は“元宵節”のお話です。(M.N)

 中島社会保険労務士事務所

〒939-1812 富山県南砺市菟谷813

携帯 : 090-4328-3090

TEL : 0763-62-2709 FAX : 0763-62-2729

E-Mail : ororo@p1.coralnet.or.jp

毎年、年末年始になるとテレビや雑誌で占いの特集なんかやっていますが、私は占いが好きなほうなので喜んで見えています。

某風水番組によると、2005年は鬼門(北東)から幸運がやって来るそうで、家の北東から南西にかけてのライン上をキレイにしておくとういいます。

新年から心機一転、風水で社運を上向きに・・・なんでもの良いかもかもしれませんね。(A.H)